

令和7年度第5回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和7年8月8日（金）
午後 14時00分～16時07分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 14名

（会場参加）

上原 亀一	委員	内間 学	委員	玉城 啓時	委員
西村 昂平	委員	八前 隆一	委員	山内 得信	委員
新立 弘子	委員	山川 彩子	委員	松尾 晋哉	委員

（Web参加）

赤嶺 博之	委員	柳田 一平	委員	大谷 健太郎	委員
藤田 喜久	委員	城間 恒浩	委員		

事務局職員

井上 顕	（事務局長）	米丸 浩平	（主任書記）
松崎 遣大	（主任書記）		

（水産海洋技術センター研究員）

北 朋紘（研究員）

○事務局（井上） ただいまより、令和7年度第5回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に本日の出席状況を確認させていただきます。本日の出席状況ですが、栗國委員から欠席の連絡がありました。会場には上原会長、内間委員、玉城委員、西村委員、八前委員、新立委員、山川委員、松尾委員の8名で、山内委員は、少し遅れてくるということです。ウェブでは赤嶺委員、柳田委員、藤田委員、城間委員、大谷委員の5名にご参加いただいております。定数15名に対し、14名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規定第6条により、議長は会長が務めることとなっております。それでは上原会長、よろしくお願いたします。

○上原会長 はい。皆さんこんにちは。それではこれより本日の議事

を進めさせていただきます。本日は、議案として5件、報告事項が1件、提案されておりますのでご審議をよろしくお願いをいたします。

また、審議に先立ちまして、本日の議事録署名人には、西村委員、山川委員のお二方をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

[第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について]

○上原会長 それでは議事に入ります。第1号議案、浮魚礁の敷設承認申請について、ご提案をします。事務局より説明をしてください。

○事務局（米丸） はい、それでは事務局よりご説明いたします。

第1号議案の議案資料をご覧ください。今回は新規承認2基の申請が提出されておりますので、その承認についてご審議をお願いします。

下の枠内に委員会指示の抜粋も掲載しておりますので、適宜ご確認ください。

2ページに進みまして、こちらに承認のフロー図を掲載しております。赤矢印が今回の申請になりまして、再承認前令和7年6月に流出を確認したということですが、令和7年7月に開催される委員会までに承認を受けておりませんので、協議書不要の例外規定はなく、今回、協議書を揃えてもらった上で新規承認の申請を出していただいております。

3、4ページに承認基数の一覧を掲載しておりますので、適宜ご確認ください。今回は第4ブロックの与那国町漁協から2基のみ申請が上がってきております。

5ページに進みまして、今回の申請一覧を掲載しております。

今回は与那国町漁協から与那国1号2号の2基について、令和7年6月の流出に伴う再敷設の新規承認申請が上がってきております。ともに水深が約800メートル、ロープ長950メートルで設置するということで協議書に関しては、すべてそろっていることを事務局の方で確認しております。なお、敷設位置は、以前流出した位置と同じ位置で協議を整えております。

6ページ以降に承認の申請書類一式を掲載しておりますので適宜ご確認ください。位置図に関しては、与那国町漁協から9ページに添付がありますので、事務局では掲載を省略しております。簡単ではありますが、説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○上原会長 はい、ただいま第1号議案について説明がございました。

第1号議案について、何かご意見ご質問等ありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

○城間委員 すいません。議長1つよろしいでしょうか。

○上原会長 はい、城間委員どうぞ。

○城間委員 1点資料で確認をしておきたいんですけども、2ページのフロー図なんですけれども、今回この赤の矢印の部分が該当ということでよろしかったでしょうか。

この場合、先ほど協議書は必要というふうに聞いてたんですが、協議書不要の方に行き着いているのかなと思ったんですけども、この辺はなにか僕の見方の間違いでしょうか。教えてください。

○上原会長 事務局お願いします。

○事務局（米丸） はい、事務局からご説明いたします。

こちら、令和7年6月に流出を確認したものでして、令和7年7月、先月の委員会までに承認を受ける場合は協議書が不要の申請だったんですが、先月の段階では敷設時期未定のため申請がありませんでした。

1ページの第9ですが、協議書の省略というところで、第5の第2項の浮体位置の確認において浮漁礁の流失が判明した場合において、流失した浮魚礁と同じ構造で、かつ同一の協議位置に浮魚礁を敷設し、令和7年7月1日以降、初めて開催される委員会までに承認を受けて、令和8年3月31日までに敷設する場合は協議書が不要の手続きとなりますが、7月の委員会では申請がなかったため、今回8月の申請になりますので、協議書を揃えて提出いただいております。以上になります。

○城間委員 ありがとうございます。そうすると2ページのフロー図の赤い矢印の部分じゃなくて、1つ隣左側にあたるってことですかね。

○事務局（米丸） そうですね。このフロー図が完璧なものではございませんので、左に当たると解釈していただいても問題ないかと思えます。

○城間委員 はい、承知しました。ありがとうございます。念のため確認です。

○上原会長 ありがとうございます。他にご意見等はございませんか。特にご意見がないようでしたのでお諮りしたいと思いますが、よろしいですか。

（はいという声あり）

○上原会長 では、この第1号議案について、原案のとおり承認をするということよろしいでしょうか。

（はいという声あり）

○上原会長 はいありがとうございます。ご異議ございませんので、第1号議案については、提案のとおり承認することといたします。

[第2号議案 ウミガメの採捕承認申請について]

○上原会長 次に第2号議案、ウミガメの採捕承認申請について、を提案します。事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） はい、事務局からご説明いたします。

第2号議案の議案資料をご確認ください。ウミガメの採捕承認申請について、今回、養殖について1件ございます。このウミガメの採捕承認についてご審議をお願いいたします。下の枠内に委員会指示の抜粋を掲載しておりますので、こちらも適宜ご確認ください。

2ページに、採捕承認の判断基準を掲載しております。今回タイマイに関して該当がございます。採捕実績がある場合に関して、採捕申請数の1/2+前年度の採捕実績、ただし、申請数を上限として採捕頭数を判断するということになっておりますので、適宜ご確認をお願いします。

3ページをご覧ください。今回の申請一覧を掲載しております。今回、日本べっ甲協会から、タイマイ8頭の申請がございます。前年度の実績が7頭ありましたので、採捕承認の予定数としては8頭になります。現在の承認頭数が20頭でして、捕獲頭数枠が28頭ですので、ちょうど8頭の承認を予定しております。

4ページ以降に、こちらの申請書類を掲載しておりますので、順に説明していきたいと思っております。

日本べっ甲協会からの申請で、採捕するウミガメの種類及び数量はタイマイが8頭、採捕の区域は八重山諸島海域。採捕の期間が令和7年8月の承認日から令和8年5月31日まで、こちらは禁漁期間を外した申請となっております。

少し飛ばしまして、8番の計画内容をご説明します。目的、日本べっ甲協会では原材料確保のため、平成11年度に基本的な計画を策定し、その後実証的な実験が各地の研究機関で行われてきた。平成19年度からタイマイ養殖の事業化に向けた実証実験が実施され、平成29年度からのタイマイ養殖事業運営後は品質維持・向上およびコスト低減が重要かつ優先課題となっている。

しかし、平成30年度以降も毎年産卵はあるものの生残率は低い。親ガメの交尾の確実性、稚ガメ初期餌料の栄養価等の山積している課題のうち、最も懸念しているのは、成熟した健丈な雄の親ガメ個体がないことで、雄の成熟個体の育成および確保が急務と考える。

少し飛ばして4番の備考です。平成29年度より、これら採捕個体を含む飼養は、三桂有限会社うみぶどう養殖施設で当協会が管理しながら業

務提携契約をしている石垣ベツ甲株式会社職員が行っている。令和7年6月30日現在の当該施設における保有頭数は339頭である。親ガメ80頭のうち、雄は15頭であるが、交尾に参加しているのは2、3頭である、ということで、6ページに、現在、当該施設で保有しているタイマイの個体数が掲載されておりますのでご確認ください。

親ガメが上のほうにありまして、先ほどのとおり、雄に関しては15頭しかおらず、このうちの2、3頭しか産卵に参加していないということで、成熟した雄が必要ということです。前年度7頭の実績があったんですが、うち雄個体が1頭しかいなかったため、また引き続き雄の確保をしたいということで、今回の申請が上がってきております。

次のページ以降に、承認証の案を掲載しておりますが、申請のとおりとなっておりますので、ここでは割愛させていただきます。

簡単ではありますが、事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○上原会長 はい。ただいま第2号議案について説明がございました。本件について何か、ご意見ご質問等ありましたらお願いたします。いかがでしょうか。

○藤田委員 すいません議長。藤田です。

○上原会長 藤田委員どうぞ。

○藤田委員 内容に特に疑義があるわけじゃないんですが、ちょっと確認をしたくて。議案書3ページにタイマイ捕獲頭数枠というのがあって、今回承認すると枠を全部使い切るということになるんですかね。

そうした場合、もし他の団体等がタイマイを獲りたいとなったときはどうするんですたっけ。ちょっとその確認です。お願いします。

○上原会長 はい。事務局ですかね。

○事務局（米丸） はい。事務局からご説明いたします。

今回で承認の頭数枠はいっぱいになってしまうので、今後申請の相談があった場合は枠がいっぱいです、というご説明をすることになるかと思えます。ただこれまでも、何とか枠が貰えないかという相談があれば、枠を複数頭持っているところと相談をした上で、枠の融通は行ったことでもありますので、そのような対応になるかと思えます。以上です。

○藤田委員 はい。わかりました。早い者勝ちでないのであればいいかなと思いましたので、了解しました。以上です。

○上原会長 はい、事務局追加で。

○事務局（米丸） はい。少し補足いたしますと、漁業用と養殖用のウミガメの採捕承認に関しては、6、7月が禁漁期間で8月から解禁と

ということで、これまで採捕されている方に関しては5月の採捕期間が終わった後に実績報告と次の承認申請を案内していますので、基本的には7月に一括して採捕承認手続きを行うということをご案内も行ってきております。以上です。

○上原会長 はい。ありがとうございます。他ございませんか。特にご質問等ないようでございますので、お諮りをしたいと思います。

第2号議案について、事務局提案のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

(はいという声あり)

○上原会長 ありがとうございます。ご異議等ありませんので、第2号議案については、事務局提案のとおり承認することといたします。

[第3号議案 ソデイカの採捕承認申請について]

○上原会長 次に第3号議案、ソデイカの採捕承認申請について、を提案します。事務局より説明をしてください。

○事務局(米丸) それでは事務局よりご説明いたします。

第3号議案の議案資料をご覧ください。ソデイカの採捕承認申請についてということで、水産海洋技術センターから試験研究目的の申請が1件提出されておりますので、ご審議をお願いいたします。

枠内に委員会指示の抜粋を掲載しておりますのでご確認ください。

2ページからソデイカの採捕承認申請書類を掲載しておりますので、順に説明していきたいと思っております。

こちらの採捕承認申請は以前、凶南丸で変更の承認申請があったかと思っておりますが、それに関連する申請になります。操業区域に関しては、沖縄海区として次のページに地図も掲載しております。漁具は、ソデイカ旗流しで、旗あたり擬餌針4本以内を予定しております。操業期間が承認を受けた日、本日から令和7年9月30日まで、指示の末日までです。採捕に従事する者の住所及び氏名に関しては、3ページの方に掲載がありますが、住所に関しては個人情報関係上、伏せておりますのでご了承ください。使用する漁船が掲載の2隻です。

計画内容が別紙の計画書に記載がありますので、4ページからご確認ください。以前、凶南丸のほうでご説明した内容と被る部分がありますので、抜粋してご説明いたします。内容の2段落目から読み上げていきたいと思っております。

本調査は、令和7年度から始まった新しい事業により実施するものであり、漁業調査船「凶南丸」を活用して、特に禁漁期間6月～11月の標

本収集により、ソデイカの資源生物学的特性を解明し、ソデイカの生態に則したより高度な資源管理策の立案を目指すことを目的としている。

しかし漁業調査船凶南丸については、現在トラブルにより運航停止となっており、運航の再開まで数ヶ月かかる可能性がある。本調査の目的を達成するためには、禁漁期間中のソデイカの標本収集を切れ目なく行う必要があることから、漁業者の協力の下、漁船による禁漁期間中のソデイカ漁獲調査を実施する、となっております。

凶南丸がトラブルでしばらく使えないので、その代替として漁業者に依頼をしてソデイカのサンプルを集めるという内容です。

材料ですが、ソデイカ 800 個体以内を予定しておりまして、積算根拠としては最大 50 個体を 4 回操業、2 隻で 8、9 月に 1 航海ずつで 800 個体以内を想定しているということです。

方法を順に読み上げていきたいと思えます。

漁業者に委託し、漁船によるソデイカ旗流し漁法により、ソデイカを採捕する。調査期間中毎月 1 回の調査航海を実施し、1 航海当たり 7 日以内とする。各調査航海は、1 隻又は 2 隻の漁船により実施する。各漁船が使用する旗流し漁具の数は、同指示 6 第 3 号第 4 の規定に従う。また、旗 1 本あたりの疑似針数は 4 本以内とする。

採集された生物は、冷蔵又は冷凍して保管し、標本として持ち帰る。

水産海洋技術センターは、標本の各種分析を行う。分析後の標本は、研究機関に保管するか適切に廃棄処分するとなっております。

飛ばして 11 番ですが、漁船及び採捕従事者に関しては、こちらの 2 隻とその船長と乗組員ということになっております。

ただ今回、凶南丸のトラブルで急遽のため、調査に従事する漁業者に関しては、調査に関する理解と協力が重要であるため、沖縄県漁業士会から推薦された指導漁業士又は青年漁業士を選定したとのこと。

その他、次のページに進みまして、今回の調査は禁漁期間中に漁船で行うことから、トラブルが予想されますので、調査を行う際は、沖縄県漁業協同組合連合会及び沖縄県漁業無線協会を通じて、関係漁協、漁業者、水揚げを行う市場に対し、調査の内容を事前に周知し、漁業者の操業の障害や市場での水揚げ時の混乱を招かぬよう配慮する。調査の内容、方法、関係法令について漁業者に十分説明するとともに、出入港時には水産海洋技術センターの職員が立ち会い、漁具や漁獲物等を確認することとしています。

なお、本調査におけるソデイカの採捕数量は、年間漁獲本数（20 万本以上）に比してわずかであり、資源への影響は限定的と考えられる、と

いうふうになっております。

7ページ以降に採捕承認証案を掲載しております。申請書のとおりですので、説明は割愛させていただきたいと思います。

事務局からのご説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○上原会長 はい。第3号議案の説明が終わりました。

この議案について、何かご意見ご質問等ありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。はい。山内委員どうぞ。

○山内委員 はい。皆さんこんにちは。漁船が調査することで、やはり誤解を招いてしまうんじゃないかなという心配があります。

何らかの表示か標識か何かやったほうがいいのかと思いますけれども。もしくは、周知方法等はどういうふうにしてやるんでしょうかね。ここをちょっと聞きたい。

○上原会長 はい、事務局お願いします。

○事務局（米丸） はい。周知に関しては、水産海洋技術センターから県漁連や無線協会を通じて行うということになっておりますので、漏れがないよう周知徹底いただきたいと思います。

誤解を招かないための標識に関しては、ちょっとここに掲載はないんですが、ソデイカの採捕承認を得て調査する場合は白と黒の旗を掲げることになっておりますので、そちらの旗が目印になります。

調査する船舶の情報やその標識も含めて周知いただくように、水産海洋技術センターに依頼したいと思います。

○山内委員 はい。無線局から位置情報とか、そういうものを流してくれば、はえ縄船なんかも無線を聞いていますので調査してるんだなということがわかると思います。

そうじゃないとなんか密漁してるんじゃないかなという誤解を招いてしまいますので、お願いいたします。

○上原会長 はい事務局。

○事務局（米丸） はい、今いただいた無線局からの位置情報の提供ということも含めて、ここにいますが水産海洋技術センターには伝えたいと思います。

○上原会長 多分今指摘されてるのは、試験操業するときまぐろはえ縄の皆さんと情報交換しなさいよということだと思ってるんですが、それをしっかりやってください。はい。それでいいですか。

○山内委員 はい。久米西だったら集魚灯船もいますからね。

○上原会長 了解。はい、他ございませんか。西村委員どうぞ。

○西村委員 すいません。操業区域なんですけども、この赤枠で仕切られている中のどこで操業するっていうのも、今回協力していただく漁船の船長さんと相談しながら、随時決めていくっていう感じですかね。

それとも元々凶南丸さんが計画されていたところで調査されるということですか。

○上原会長 はい。事務局

○水産海洋技術センター（北） はい。ラサ島沖を想定しているんですが、海況によって釣れる釣れないは結構変わると思うので、そこはちょっと船長と相談しながら調整する予定としています。

○西村委員 わかりました。

○上原会長 はい。八前委員。

○八前委員 最後8ページの赤枠の中の、また米軍訓練水域内っていうのは、調整可能だとは思わないんですが、また実際に漁業する場合に入ってはいけないところという認識でやっているにもかかわらず、ここで調査をするというのはなかなかいかなものかなとは思いますが、どうでしょうか。

○上原会長 はい、事務局。

○水産海洋技術センター（北） はい。文言の中では入ってますが避ける予定にしています。

○八前委員 行かないほうがいいです。

○上原会長 はい。他ごございますか。西村委員どうぞ。

○西村委員 2点確認ですけれども、凶南丸でやる予定の時は中層トロールを予定されてたと思うんですが、今回は多分協力していただく漁船ではそれは不可能だと思うんですが、その部分の調査ができないっていうところに関して、予定の計画どおりにはいかな部分のデータが足りない部分というのはどうされる予定ですか。

○上原会長 はい、事務局お願いします。

○水産海洋技術センター（北） はい。この事業は3年間を予定してまして、おっしゃったとおり、禁漁期中の標本収集とLCネットによる稚イカ採集という2つの柱があるんですが、標本収集に関してはある程度1年間のうちにサンプルが集まったら、翌年以降は控えてもいいかなと考えていて、控えた分をLCネットにより注力するという形で、3年間の中で、トータルで事業の目標は達成できるように調整する予定にしています。

○上原会長 はい。西村委員どうぞ。

○西村委員 今のご説明だと、3年トータルでそれは研究のほうから

の視点では、そのデータで資源のデータとして整合性がとれるということで、構いませんか。

○水産海洋技術センター（北） はい、そう考えています。

○西村委員 もう1点、今回協力していただく漁業者さんへのかかる費用等っていうのは、凶南丸が今回計画で組まれていた調査予算からの転用になるんですか、それとも別でまた新たについてということですか。

○上原会長 はい。事務局どうぞ。

○水産海洋技術センター（北） 事業内の予算で委託するような形になるんですけど、ちょっとここら辺もまだ調整しきれていないので今後調整していこうかなと考えています。

○西村委員 ありがとうございます。

○上原会長 ありがとうございます。他、何かございませんか。

○山内委員 会長もう1つ。

○上原会長 はい、山内委員どうぞ。

○山内委員 ソデイカ 800 個体以内となっておりますけれども、実際捕るのは2隻で 400 個体ぐらいですか。50 個体を4回操業となっておりますが。

○水産海洋技術センター（北） 実際に獲るのは、おそらく 20 か 30 か、4回操業になってますか、ちょっと間違っていますね。8、9月なので2回操業で恐らく凶南丸の調査で採れていた本数的に考えると、30本×2回ぐらいで60本ぐらいになるんじゃないかなと想定しています。

2隻なので、×2で120本ですね、はい。ただ標本船調査等で1日で獲れる本数が50本を超えるような年もあったりするので、多く見積もって最大50個体としているところですよ。

○山内委員 これは広い海域での調査をするのか、それともこの海域の範囲はあるんだけど、その中でもラサ島周辺だけでやるのか、それとも大東でもやるのか、或いは久米西あたりでもやるのか、そこも少し聞きたいんですが。

○上原会長 はいどうぞ。事務局。

○水産海洋技術センター（北） 海面高度を見て実際の漁場を決める形になるので、特定の決まった漁場とは考えてはいないんですが、凶南丸の調査だとその海面高度を見てラサ島沖で調査をしていて、海面高度の月ごとの変化を見ながら漁場を決めていく形になるので、ラサ島か大東沖あたりで多分固定されるんじゃないかなと思っています。

○山内委員 はい、ありがとうございます。

○上原会長 他、何かございませんか。特にないようですので、お諮りをしたいと思います。

第3号議案について、事務局提案のとおり承認をしてよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

○上原会長 ありがとうございます。ご異議ないようですので、第3号議案については、提案のとおり承認することといたします。

[第4号議案 ソデイカに関する研究情報の提供及びアンケート・説明会の実施について]

○上原会長 次に第4号議案、ソデイカに関する研究情報の提供及びアンケート・説明会の実施について、ご提案をします。事務局から説明をしてください。

○事務局(米丸) では事務局からご説明いたします。

ソデイカに関する研究情報の提供及びアンケート・説明会の実施についてということで、現在の委員会指示が令和7年9月30日をもって終了することから、新たな委員会指示を発動する必要があります。

先月の委員会から継続なので少し割愛しますが、今回、水産海洋技術センターから試験研究の情報提供がありまして、また今後のスケジュールとアンケート・説明会の事務局案について、問題ないかをご審議いただければと思います。

またちょっと追加にはなりますが、委員会指示の素案も添付しておりますので、後ほどご説明した後にご意見等賜れましたら幸いです。

スケジュールを下に記載しておりますが、先月の説明とそう変わりませんのでざっと説明すると、8月8日、本日の委員会で水産海洋技術センターから情報提供と、アンケート最終案、説明会実施案を確認した後に、8月中旬からアンケートと、来週8月13日に説明会を県漁連で予定しております。

9月上旬にアンケート結果を踏まえた委員会指示案を策定して総務私学課と調整後、来月9月12日の委員会で、アンケートと説明会の報告と新委員会指示について審議いただくこととなります。

その後、漁協宛には事前周知をさせていただいて、9月末頃、新しい委員会指示を県公報に掲載することによって発動するという流れになっております。

2ページに進みまして、こちらが説明会の開催に関する通知なんですけど、こちらは時間が迫っているということもあり、8月1日に各漁協に通知を出しております。

文章はちょっと割愛しますが、日時が令和7年8月13日(水)14時か

ら、水産会館の中研修室でウェブを併用した会議を予定しております。

内容としては最初に趣旨説明を行った後、水産海洋技術センターからソデイカの資源動向と資源管理の必要性について、その次に、ソデイカ委員会指示の検討案、罰則強化と届出制の概要について、説明をした後に意見交換を行いたいと考えております。

なお後ほど募集したいと思いますが、海区委員会指示の検討のための説明会ですので、上原会長のほか数名、特にソデイカ漁業に関係する委員の方にはご参加いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、ここで水産海洋技術センターから、ソデイカの情報提供をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○水産海洋技術センター（北） はい。改めまして沖縄県水産海洋技術センターの北と申します。ソデイカの資源動向と資源管理の必要性について、説明させていただきます。

初めに、ソデイカの漁獲状況について紹介させていただきます。こちら上側のグラフなんですけど、こちらは沖縄県のソデイカ漁獲量の推移を示したグラフになっております。縦軸が漁獲量、横軸が漁期を表しています。本委員会指示により、禁漁期や漁具制限による資源管理を1994年から続けてきましたが、近年は漁獲量が少ない状況となっております。

近年、操業隻数の増加や船の大型化などがあり、その年によって漁獲努力量が違うため、この漁獲量がこの資源の状態を正確に表しているわけではありませんが、2024-2025年漁期は1,475トンで過去最低の漁獲量でした。

こちら下側のグラフは、全国のソデイカ漁獲量の推移を示したグラフとなっております。縦軸が漁獲量、横軸が年を表しています。2022年までの集計ですが、全国的にソデイカの漁獲量というのは増減しながら減少傾向で推移しています。近年は沖縄県が漁獲量の8割以上占めており、ソデイカ資源の大部分を沖縄県が利用している状況となっております。

続いてこちらの図は、ソデイカの資源動向を示したグラフとなっております。縦軸が資源量指数、横軸が漁期で、資源量指数の経年変化を示したグラフです。この資源量の指標は、県内4漁協の標本船にご協力いただいて、漁船の違いや操業海域、漁獲月を勘案した1針に掛かるソデイカの個体数を資源量の指標として扱っています。

この資源量指数は、調査開始当初は5針で1本漁獲される程度の資源がありましたけど、そこから長期的に減少傾向で推移してきました。11月禁漁導入後は横ばいから増加傾向となり、減少に歯止めがかかったように見えてましたが、2024-2025年漁期は過去2番目に低い値となりました。

これは 20 針で 1 本漁獲される程度の資源状況で、調査開始当初の 1 / 4 程度の資源状況となっています。

2024-25 漁期の資源減少の要因については、前漁期の獲りすぎで親イカを残せなかったことや、海洋環境の変化によってイカの生残が悪かった等の要因が考えられますが、現状何が原因で減ってしまったのかについては不明な状況となっています。

続いてソデイカの禁漁措置の根拠となっている、ソデイカの漁獲特性を紹介します。こちらは、ソデイカのツボ抜き重量組成を月ごとに示したグラフで、縦軸が個体数、横軸がツボ抜き重量を表しています。このツボ抜き重量というのは、丸のイカからゲソや内臓を抜いた重量で、ソデイカは一般的にツボ抜きの状態で取引されます。5 下（5kg 未満）を赤、7 下（7kg 未満）を青、7 上（7kg 以上）を緑で色分けしており、棒グラフの上の数字が月ごとの各銘柄の割合を示しています。ソデイカはこの 3 の銘柄ごとに単価が異なり、重量が大きい銘柄ほどを高値で取引されています。

グラフを見ていただくと、ソデイカの漁獲サイズというのは、月の経過とともに大型化する傾向があり、これはソデイカの成長を反映しています。また 11 月は 5 下の割合が最も高く、この小型固体の保護を目的に 11 月まで禁漁期が拡大された経緯があります。また、ソデイカはツボ抜き重量 7 キロから成熟が始まるので、漁獲を控えて卵を産める親イカを増やすという意味でも 11 月禁漁が重要です。

ただ、この禁漁によって操業できなくなったら収入が減ってしまうとのご意見もあるかと思いますので、ソデイカの成長様式や漁獲データをもとに、11 月を禁漁にすることによって、収入が変わるのかということのを計算してみました。その結果をこちらのスライドにまとめております。左側のグラフが収入の指標を示していきまして、オレンジの棒グラフが 11 月禁漁なし、青の棒グラフが 11 月禁漁ありの値を示しています。棒グラフの上の金額については一例です。この例だと、11 月禁漁がない場合に 898 万円稼ぐ方が、11 月禁漁した場合は 914 万円稼ぐという結果になっています。このとおり、11 月禁漁のあるなしで収入は大きく変わらない、むしろ 11 月禁漁ありで収入が少し増えるという計算結果となりました。今回は図を割愛しておりますが、漁獲量についても計算しており漁獲量も 11 月禁漁のあるなしで変わりませんでした。

続いて、11 月禁漁の有無で親イカ量がどのように変化するかを示したのが右側のグラフとなっています。先ほどと同様にオレンジの棒グラフが 11 月禁漁なし、青の棒グラフが 11 月禁漁ありの値を示しています。

親イカ量は11月禁漁がない場合に比べて、11月禁漁の実施で1.5倍親イカ量を増やせるという結果となりました。この親イカの量が増えるということは、11月禁漁は翌年の資源維持に繋がるということです。

以上をまとめると、11月禁漁というのは収入や漁獲量を変えずに親イカを増やせる資源管理措置であり、現在の6～11月禁漁の維持が妥当であると考えられます。

では、なぜ漁期を短くしても収入が変わらないのでしょうか。こちらのグラフは、5下、7下、7上の銘柄ごとのソデイカ100本分の金額を示したグラフです。縦軸が金額、横軸が各銘柄を示していきまして、左から5下、7下、7上です。同じ100本の水揚げでも、単価や重量の違いで大きい銘柄ほど売上額が多くなり、7上を漁獲した方が多くの収入を得られることがわかってと思います。銘柄ごとの売上額の差を考慮すると、5下、7下の水揚げが多い11月に漁獲するよりも、11月に漁獲を控えて12月以降に獲り控えた分が大きくなってから漁獲した方が単価も重量も多くなり、11月に漁獲を控えた分の収入を得ることができます。

ひと月でソデイカがどの程度成長するのかというと、2キロ以上です。例えば、11月に5下だった個体は12月には7上に成長しています。

以上を踏まえて、禁漁期の意義というのをイメージ図にしてみました。上側の図が11月禁漁しなかった場合なんですけど、11月に操業可能な場合というのは、11月は小型イカが多くてたくさん釣れても5下ばかりのような状態です。この状態で操業してしまうと、大きいイカが多く釣れる月になった頃には、11月に漁獲された分、海の中にいるソデイカの数が少なくなってしまうので、実際には獲れるはずだった7上以上のソデイカもあまり獲れないような状況になってしまいます。

一方で11月禁漁した場合は、漁獲がない分ソデイカが生き残るので、この生き残ったイカが大きくなってから漁獲されるような状況になり、結果として、禁漁がない場合の同等かそれ以上水揚げや収入を得ることができます。そのため、11月禁漁はソデイカの成長に合わせて漁獲量を最大化させるための取組で、結果として11月操業しない分操業回数も抑えられるので、より効率的な操業を実現できる資源管理措置と言えます。

ただし、現在の6ヶ月間の禁漁の中で、更に操業隻数の増加や船の大型化が進むと、ソデイカに対する漁獲の強さというのがどんどん大きくなってしまって、更なる管理措置の導入が必要な状況になってくると思います。

こちらで、現在の漁獲の強さを示す漁獲圧と漁獲圧の強さで漁獲量や親イカ量がどのように変化するかを計算したグラフを示しています。

左の縦軸が漁獲量指標、右の縦軸が親イカ量指標、横軸が漁獲圧を示しています。ソデイカの加齢に伴って減少していくと思うんですが、この減少具合から現在の漁獲圧というのを計算してあげると、赤で示した0.4付近でした。それで、青で示した漁獲圧に対する漁獲量の線があるんですが、この漁獲圧は隻数でイメージしていただけるといいんですが、この漁獲圧が低い状態だと小型イカを十分に残せていけるんですけど、隻数が少ないため漁獲量が少ない状況になってます。隻数がどんどん増えていくと漁獲量は次第に増えていくんですけど、ある点を超えると、小型イカが育つ前に漁獲されてしまうような状況になって漁獲量はどんどん減ってしまいます。現在の漁獲圧は、漁獲量を最大化する漁獲圧が0.35付近なんですが、それよりも少しだけ高い結果となっています。ただこれは漁獲量の観点でいうと、十分効率的な資源管理ができている状況なのではないかなと考えています。

一方で、オレンジ色の線で示した親イカ量については、漁獲がない場合に海の中にいる親の数を100%とした場合、漁獲圧がどんどん強くなっていくと、海の中にいる親イカというのは漁獲によってどんどん減ってしまうので、漁獲圧が高いほど低くなってしまいうような推移の仕方をするんですが、実際にこの親イカ量をどの程度残せばいいのかというのは先行研究で示されていて、漁獲がないときを100%としたときに30~40%程度残すと、こういう持続的な漁業ができるってということが推奨されてます。30~40%あたりの実現可能な漁獲圧というのは点線で示した範囲になるんですが、この範囲よりも現在の漁獲圧は2倍程度高い漁獲圧になっていて、推奨される数よりも大幅に高い結果になってるので、現在の禁漁状況でもやや乱獲傾向にあるのではないかなと考えてます。

なので、禁漁期を定めて6ヶ月間の中で漁業しているんですが、その中でどんどん操業隻数の増加や船の大型化が進むと、持続的な資源管理ができない状況になってしまうので、現在の禁漁措置に加えて漁獲圧を増加させない、もしくは低減していくような取組が必要になってくるのではないかなと考えております。

以上、今回の発表のまとめですが、2024-25年漁期は、漁獲量が過去最低で、資源量指標も過去2番目に低い値となりました。

ソデイカの月毎の漁獲サイズ組成を見ると、11月に水揚げされるソデイカは半分以上が7下であることから、7上が漁獲されやすくなる12月以降の漁獲が合理的です。

11月禁漁の効果の解析結果では、11月禁漁にしても漁獲量や収入は変わらず、産卵親イカ量を増やすことに繋がるので、現在の6~11月禁漁

の維持が妥当であると考えられました。

ただし、現在の禁漁状況でも漁獲圧はやや過剰な状況にあり、この漁獲圧というのをこれ以上増加させないための取組が必要な状況であると考えています。以上となります。

○事務局（米丸） はい。ありがとうございます。ここで一旦切って質問を受けたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

すぐには無さそうなので、説明を続けていきたいと思います。説明会でも今のような説明をした上で、ソデイカ委員会指示の検討案について説明する予定としています。議案4の別添2の資料をご確認ください。ソデイカ委員会指示の検討案について、というものになります。

2枚目のスライド、検討のポイントです。ソデイカ漁業の現状と課題ですが、ソデイカ資源管理の現状に関しては、先ほど水産海洋技術センターから情報提供がありました。その後、昨年度の説明会とアンケートの結果概要、県内の意見の状況を簡単にご説明した後、隣の奄美海区、鹿児島県との調整状況をご報告いたします。その後、委員会指示の内容に係る検討ということで、裏付命令及び指示の複数年化による抑止力の強化と、届出制及び実績報告の導入について、ご説明をしたいと思ひます。

次のスライドに進みまして、奄美海区の委員会指示との比較を表形式で記載しております。太字の部分が現在、沖縄海区と違う部分ですが、漁期に関しては奄美海区でまだ11月禁漁が導入されていない状況でして、指示の有効期間に関しては、奄美海区では令和7年5月の委員会指示から2年間になっております。後ほどご説明しますが、即裏付命令ということに対応するため複数年の指示を發出しているという状況です。なお届出制に関しては、奄美海区ではまだ実施はされていない状況です。

次のスライドです。昨年度の説明会・アンケートの結果概要ですが、漁期に関しては現状維持とする意見が半数以上で、長くしたいという意見は5%にも満たない状況でした。ただし奄美海区とも漁期を揃えて欲しいという意見も4割ほど頂戴しております。ここは今後も継続的に協議を続けて参りたいと思っているところです。

旗数に関しても現状維持とする意見が6割で、主に大型船に多かったんですが増やしたいというご意見が1~2割程度ございました。

漁業管理の方法については、昨年度初めて承認制や規則に上げるのはどうかというご意見を伺いましたが、アンケートの結果は、委員会指示による漁期と旗数規制を継続し、その上で罰則や取締強化すべきという意見が7割ありました。参考までですが、承認制や知事許可による隻数

管理が必要とする意見は、昨年の段階では2割以下という結果でした。

次のスライドに進みまして、奄美海区、鹿児島県との調整状況です。これまでもお伝えしてることですが、奄美海区の方は小型船が多くて、12月以降は時化で操業できない日が増えることから、11月禁漁の理解を得ることは簡単ではありません。ただ何とか協力が得られるように今後も奄美海区、鹿児島県と粘り強く協議は続けていきたいと考えています。

他方、一部本県漁船による旗数制限違反が奄美海区の方でも常態化しているという苦情もありまして、そのことによって奄美海区の漁業者から、そもそもまず委員会指示を守るべきだろうという反発がありました。これらを受けて昨年度、沖縄・鹿児島両県において、旗数制限違反に関して集中的な取締、立入検査を実施しております。

その取締の結果、旗数制限を著しく超過するような悪質な意見も散見されたことから、裏付命令により違反に対する抑止力を強化していくことが必要ではないかという結論に達し、両県において足並みを揃えて抑止力の強化に取り組むことを確認しております。

次に検討している委員会指示の内容です。まず違反に対する抑止力の強化ですが、裏付命令及び指示の複数年化により抑止力の強化をしたいと考えております。裏付命令というのは、委員会指示に従わない者に対して、漁業法に基づき知事が改めて委員会指示に従うように命令することを指します。この裏付命令に違反すると漁業法違反となって罰則が適用されることとなります。

これまでの委員会指示の運用ですと、旗数制限違反など重大な違反があった場合でも、最終的な罰則適用まで3回の違反を確認する必要がありました。具体的には下の表になりますが、初回の違反で委員会からの警告を行い、それでもなお違反があった場合、2回目に知事からの裏付命令を出してもらい、その次に3回目に違反が確認された場合に初めて、漁業法違反として罰則が適用されることとなります。

今回、抑止力の強化として変更したい部分が初回の警告というのを省略し、初回で知事からの裏付命令を出してもらうことで、次の違反で罰則適用となり違反に対する抑止力が強化されることとなります。ちなみに漁業法違反の内容ですが、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が適用されるということになります。

次のページに進みまして、それに関連して指示の複数年化が必要と考えております。裏付命令というのは、知事から違反した個別の委員会指示に従うよう命令をするもので、この指示の有効期間が終わった後は、裏付命令も効力を失います。守りなさいという委員会指示がなくなるの

で、裏付命令の方も効力を失うということになります。現在ソデイカの委員会指示は1年おきに発動しておりますが、1年間の指示では裏付命令を出したとしても、毎年その効力がリセットされるので抑止力はほとんど期待できないことになります。よって指示の期間を複数年とすることで、長期間有効な裏付命令を発することが可能となり、裏付命令の次は漁業法違反になりますので、違反しないよう抑止力が期待できることとなります。抑止力の強化に関しては以上になります。

続きまして、届出制と実績報告の導入についてです。これまで委員会指示では、漁期や旗数の制限、いわゆる操業ルール of 制限のみを行ってきましたが、操業隻数や漁獲実態の把握というのは指示の中で行ってきておりません。

これまでソデイカの漁獲状況は、漁協からの任意の協力により、毎月水産海洋技術センターからアンケートを配布して、水揚量や水揚額、操業隻数や銘柄ごとの単価を収集して把握してきている状況です。

ただ、現在ソデイカ資源は継続的な減少傾向にあることから、より高度な資源管理を進めていくためには、漁船ごとの届出や実績報告を義務付けることによって個別の操業状況を把握する必要があるというふうに考えております。

次のスライドに進みまして、届出制や実績報告の概要です。

すぐに導入となると、なかなか全体向けの周知が難しいかと思っておりますので、1年間の周知期間を設けまして、令和8年漁期からの導入を検討したいと考えています。

ただいま想定してる届出の項目なんですが、使用者の住所及び氏名、漁船登録番号、船名、トン数、操業海域、50海里以内で操業するのを超えて操業するのかを届け出してもらうことを想定しております。

実績報告に関しては、漁期ごとに以下を想定しており、月ごとの操業日数、銘柄ごとの漁獲量、もし銘柄を分類していない場合でも報告できるよう銘柄未分類という項目でも報告可能としたいと考えております。

委員会指示の検討案についての説明は以上です。このような説明を説明会でも行いたいと思っております。

ここまでで何かご質問があればお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○上原会長 はい。西村委員どうぞ。

○西村委員 違反に対する抑止力の強化のところ、罰則の1年以下の拘禁刑、50万円以下の罰金というのは漁業法違反に対する罰則だと思うんですが、それ以外に、ちょっとどこまで確かかわからない情報なん

ですが、県内においてそういう違反をされると漁船リース事業の対象外になるとか、あとは、日台監視業務の対象外になるとかいう話を聞いたこともあるんですけども、その辺との関連はどうなんでしょう。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（米丸） はい。は事務局からご説明します。

リース事業に関しては、確か中核的漁業者に選定されないといけないということだったかと思いますが、中核的漁業者の条件として法令遵守が掲げられていますので、漁業法違反があった場合はリース事業が取り消される恐れは高いかと思いますが、今ここで明確には言及できないんですが、それも広域委員会の中で判断されることになると思います。日台に関しても、振興基金の事業なので、振興基金の方でそういうルールがあるかと思いますが、厳密には委員会指示は法令ではないので、なかなか補助の取消というのは難しいんですけども、仮に漁業法違反等の罰則になった場合は、積立ぶらす等も含めて、解約になって、国からの補助分は補填しなくてはならないというようなことにはなるので、罰則だけではなくて補助事業関係のデメリットが大きいかと思いますが。

○上原会長 西村委員どうぞ。

○西村委員 であるなら、もちろん委員会からの直接の罰則ではないにしても、そういうふうに影響してくるのがかなり高い確率でいうことなのであれば、誤解がないように説明会の説明にも付け加えたほうが、自分としてはいいんじゃないかなと思いますので、そのあたりの検討もよろしくをお願いします。

○上原会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局（米丸） おっしゃるとおりだと思いますので、何件か具体的なものを確認した上で、説明会でもお伝えできるようにしたいと思います。

○西村委員 ありがとうございます。

○上原会長 はい、了解です。他はいかがですか。

○城間委員 議長よろしいでしょうか。

○上原会長 はい、城間委員どうぞ。

○城間委員 すいません。今説明があったソデイカ委員会指示の検討案についての6ページ目、違反に対する抑止力の強化のところで、初回から裏付命令ができるようにしたいという話を聞いている限り、ソデイカの委員会指示に従わない方々に罰則強化するというのは異論ないんですけども、ただ一方で前回もちょっとお話しましたが、処分方針というのは別に定められていて、この処分方針とソデイカの委員会指示との

齟齬が出るのは好ましくないと思いますので、そこら辺はしっかりと揃えるように処分方針の変更等も含めて検討された方がいいのかなという気がしてるんですが、いかがでしょうか。

○上原会長 はい。じゃあ事務局どうぞ。

○事務局（米丸） はい。城間委員ありがとうございます。おっしゃるとおり、委員会指示の処分方針のほうは別に定められておまして、こちらでは重くても、初回で警告から始まるということなので、ここに関しては、ちょっと今日は間に合っていないんですが、改正が必要と理解しておりますので、改正案ができ次第、また委員会の方でお諮りさせていただくことを考えております。引き続きよろしく願いいたします。

○城間委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○上原会長 他、ございますか。はい。山川委員どうぞ。

○山川委員 スライド7枚目の裏付命令及び指示の複数年化というところで、現在の1年間の指示ではなくて、複数年に指示の期間を増やすということやるんですか。これは具体的に、奄美海区と揃えて2年間にするっていうことを考えているんですか。

○上原会長 はい、どうぞ事務局。

○事務局（米丸） はい。また後程説明したいと思いますが、一応は3年間を想定しております。

○上原会長 はい。大丈夫ですか山川委員。

○山川委員 はい。わかりました。

○上原会長 はい、他ございますか。特になければ、次はアンケートの中身のほうお願いします。

○事務局（米丸） はい。それでは、続きましてアンケートの方に進みたいと思います。議案資料3ページをご覧ください。

こちらがアンケートの通知案ですが、前回お示ししていなかったもので読み上げていきたいと思っております。

令和7年度ソデイカ漁業に関するアンケートの実施について（依頼）。

ソデイカの採捕に係る委員会指示については、今年9月30日をもって現行指示の有効期間が終了となるため、新たな委員会指示を発動する必要があります。

沖縄海区漁業調整委員会では、これまでソデイカの資源動向や、研究機関による調査データおよび漁業者の皆様から回答いただいたアンケート結果を参考に委員会指示の内容を検討してきました。

つきましては、下記のとおりソデイカ漁業に関するアンケートを実施いたしますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

期間が短く大変恐縮ですが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

ということで、参考資料として令和7年度ソデイカ漁業に関するアンケート参考資料を添付予定です。提出書類ですが、令和7年度ソデイカ漁業の規制強化に関するアンケート（組合用）というもの。提出方法は、メールまたはFAXにて提出をお願いすることとしています。提出期限が令和7年8月29日（金）、8月末までを予定しております。支所がある団体におかれましては、本所でとりまとめたの提出をお願いいたしますということを記載しております。

4、5ページに、皆様からご意見いただいて修正したアンケート案を掲載しておりますのでご確認ください。

前回からの変更点だけ説明しますと、まずタイトルですね、柳田委員からありまして、令和7年度ソデイカ漁業に関するアンケートとしていたんですが、今回の内容は規制強化に関するものだけなので、規制強化という文言を入れたほうがいいのではないかとということで反映しております。

その他、4ページ下の方、2つ目ですが、前回、違反の地域に偏りがあるという文言を使っていたんですが、今回の罰則強化の趣旨とはずれることから、そこを削除して「旗数制限を大幅に超過するなど、悪質な違反も散見される」ということで悪質な違反の具体例を記載するような記述にしています。旗数を大幅に超過するという内容なんですが、昨年度、奄美海区で旗数91本、41本超過して搭載するような事例もあったということで、このような内容にしております。

5ページの方に進みまして、八前委員からあった意見です。Q1に関しては、罰則の内容を記載した方がよいということでしたので、漁業法違反の後に1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金と追記しております。Q2に関しては、複数年の具体的な期間を示したほうがよいということで、3年間を想定しているというふうに記載しております。Q3ですが、届出制、実績報告がいつからなのか、今年度からはちょっと急すぎるんじゃないかというような懸念もありましたので、1年後の導入を検討というふうに記載をしております。

また柳田委員から、ソデイカ資源管理に関する肌感覚を伺ったほうがいいんじゃないかという意見について、山川委員から良いアイデアをいただきまして、自由記述としてソデイカ漁業に関して何かご意見があれば記載してもらおうような書きぶりしております。

6、7ページに、ソデイカ漁業に関するアンケート参考資料として、

先ほど水産海洋技術センターから説明があったような内容を記載しております。この資料をもとにアンケートに回答してもらうことを想定しています。昨日の会長調整と先ほど水技センターからも少し説明があったんですが、この漁獲動向について、昔と今では漁獲圧、漁獲努力量が全然違うという指摘もあるので、ちょっとデータでお示しするのは難しいんですが、補足として今と昔では漁獲努力量が違うというような文言を追記してはどうかと考えているところです。

ソデイカアンケートに関する説明は以上になります。何かご意見があればお願いしたいと思います。

○上原会長 はい。山内委員どうぞ。

○山内委員 ここでは何度か質問してるんですけども、ソデイカの禁漁期について、11月30日までは禁漁だということですよ。ところが実態として11月中旬か初旬ぐらいから出漁している船もいると聞いていますけれども、12月に水揚げしたら違反ですか。そこら辺をはっきりしないと、実態としてあることが違反だと言えなくなるんじゃないですか。

○上原会長 これ答えられる？前回はやったよね。

○山内委員 何度も質問してますよ。

○事務局（井上） 質問の確認ですが、10月に出港して11月に漁をしたときに違反になるのかということによろしいですか。

○山内委員 11月初旬、中旬ぐらいに出港して操業して12月に入って水揚げするという船が散見されるんですけども、それは違反ですか。

○上原会長 当然、沖縄海区では違反だよ。

○事務局（井上） それは沖縄の海域でってということですよ。

○山内委員 沖縄の海域じゃないところだったら違反じゃないってことですか。

○事務局（井上） 11月に獲った場所をしっかりと客観的に説明していただく必要が出てくると思います。もしそれが説明できないとなった場合は、疑わざるを得ないということになります。

○山内委員 当然正直には話しませんよ。ですので、解禁が12月1日の0時とはっきり周知すれば、沖縄海域で獲ろうが奄美海域に行こうか或いは公海上に行こうか、12月1日が解禁日だと何ではっきり言えないのかなと思っているんですけどね。

○事務局（井上） まず、12月何日の何時に解禁という形になっていても、それは漁業者さんが奄美に行って操業する場合と、沖縄海区で操業する場合を区別することが必要になってくるので、その何月に解禁というふうに制限をしてしまうと、奄美に行く機会を失ってしまうことに

なると思いますので、ちょっと難しいかなっていうふうな感じです。

○山内委員　そうすると、11月初旬にしろ、中旬にしろ、出漁して奄美とか公海上で操業した場合は、位置確認がちゃんとできれば違反じゃないという認識でいいのかな。

○上原会長　現状はそれしかない。

○事務局（井上）　今の制度上、奄美で操業することは指示の中でも認められておりますので、それを妨げることはできません。そのため、11月に水揚げしたりする方は当然説明をしないといけませんし、これはどこで獲ったものかというのを客観的に示せるように操業していただくかたちになります。

○山内委員　当然、意見交換会の際に、こういった質問も出るかと思うんですね。だから、明確な回答ができるようにしておかないといけないということと、資源管理をやろうということで11月は禁漁しようとしているにも関わらず、資源管理の観点からは整合がとれないというルールになってしまう、説明になってしまうということについては、非常に問題があるんじゃないかなと思っているんですけど。

○事務局（井上）　はい。ですので我々としては、できれば奄美の方でも資源管理のために、11月を禁漁していただきたいという働きかけはさせていただいているところなんですけど、現状では難しいという形なので、私たちが今できる範囲を考えさせていただいてるところになります。

○上原会長　これ、ずっとまた同じやりとりになるので、適当なところで切ってください。

○山内委員　多分、かなりシビアな質問が、おそらく13日には出るかと思いますので、きちんと丁寧な説明をよろしくお願いします。

○上原会長　了解。

○事務局（井上）　ありがとうございます。

○上原会長　はい、他ございますか。八前委員どうぞ。

○八前委員　このアンケートの内容については特に問題はないと思うんですけど、組合用ということで、これはどういうイメージで誰に対して委員会から聞いているのかというのは、県としてどういうふうに考えていますか。

○上原会長　はい、どうぞ。

○事務局（米丸）　そうですね。今回漁業者用というのを削除した趣旨としましては、難しいとは思いますが、やはり組合としてどういう意見なのかというのはまとめていただきたいなという思いがあります。

て、今回は削除しております。

○上原会長 はいどうぞ。引き続き。

○八前委員 今の話だと、組合で漁業者と話をしている程度まとめて、それを提出して欲しいというような認識でよろしいですか。

○上原会長 はいじゃあ事務局。

○事務局（米丸） はい。おっしゃるとおりでございます。

○八前委員 であれば、しっかり組合側に説明しないと、アンケートだけが1人歩きしてしまうとまずいと思うので、そこの周知はしっかりお願いします。

○事務局（米丸） はい。承知しました。

○新立委員 会長いいですか。

○上原会長 新立委員どうぞ。

○新立委員 すみません。罰金 50 万円以下っていうのは、この場合は水揚げによって計算されるんですか。以下ってなってるから、50 万以上とか以下とかじゃなくて、以下だったら 100 万以下でもいいんじゃないですか。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（米丸） 違反に対する罰金なので、いくら獲ったかとかではなくて、何というか、違反したことに対して法律で決まっている国に納めるようなお金になります。

○新立委員 この以下というのは誰が決めるんですか。50 万円以下って水揚げしてきたときに、この人は 30 万でいいとか、この方は 20 万でいいとかっていうことになるんですか。

○事務局（井上） そうですね。実際、司法、警察のほうに今回の違反に関してご報告をした場合、略式で裁判しないで額を決定しようとなったときに、50 万だったり 30 万だったりとかいうのは警察や司法と話して決定されますので、ちょっとランクがどうやって決まってるか全然知らないんですけど、幅があるということになります。

○新立委員 わかりました。ありがとうございます。

○松尾委員 いいですか。

○上原会長 松尾先生、ぜひフォローしてください。

○松尾委員 松尾です。漁業法の具体的な規定を見てないので何とも言えないんですけども、今事務局からご説明あったとおり、これは捜査が行われて最終的に検察官がどういう処分をするかという方針を決めますので、今略式という言葉が使われたんですが、最終的にそれを争わないということになるんだったら、もう書類上だけの話になって簡易裁判

所に提出されて、最終的にこの金額でいって決めるのは簡易裁判所の裁判官が決めます。でも大体、検察官がこの金額でって言ったとおりのものが出ることになるかと思えます。すいません、以上です。

○新立委員 ありがとうございます。

○上原会長 ありがとうございます。急に振りましたが、専門家にわかりやすく答えていただきました。

他ございますか。はい、山川委員どうぞ。

○山川委員 さっき山内委員がおっしゃっていた、11月にどこかでソデイカを獲って12月に水揚げして、それがどこで獲ったかをきちんと説明できればルール上は問題ないという話に関して、この届出制及び実績報告の導入のところとちょっと関連してくるのかなと思うんですけど、ここの実績報告は漁期ごとに、月ごとの操業日数、銘柄ごとの漁獲量というのを出すということだと思うんですが、これは基本的に漁期ごとなので、全ての漁期が終わった6月とかに出すというふうなイメージになりますか。

○事務局（米丸） はい、おっしゃるとおりです。関連して先に委員会指示の素案を説明させてもらってもよろしいですか。

○上原会長 はい。じゃあ答えるついでにやって下さい。

○事務局（米丸） はい、ありがとうございます。そうしたら、今回の決議ではないんですが、委員会指示の素案を議案資料の8ページ以降に掲載しておりますので、変更のある部分だけ抜粋してご説明させていただきたいと思えます。下線の引いてあるところです。

操業の届出、第5。令和8年12月1日以降に、ソデイカ旗流し漁業を操業しようとする者は、操業の1月前までに、使用する船舶ごとにソデイカ旗流し漁業操業届出書により委員会に届け出なければならない。

変更の届出、第6。第5の届出を行った者は、届け出た内容に変更が生じたときは、ソデイカ旗流し漁業操業変更届出書により、遅滞なく、委員会に届け出なければならない。

操業実績の報告、第7。第5の届出を行った者は、ソデイカ旗流し漁業操業報告書を毎漁期終了後1月以内に、委員会に提出しなければならないというふうにしておりまして、様式が9ページの第1号様式から第3号様式までになります。

ソデイカ旗流し漁業操業届出書では、組合から提出してもらうことを想定しておりますので、エクセルのリスト形式で使用者の住所と氏名、漁船登録番号、船名、総トン数、操業海域を、50海里以内、50海里超の別を記載していただくということを想定してます。

第2号様式は変更なので割愛させてもらって、10 ページに進んでいただいて、第3号様式がソデイカ旗流し漁業操業報告書で、何年漁期というふうに記載がありますが、漁期ごとに12月～5月までの操業の実績を月ごとに何日操業してどれだけの水揚げがありましたというのを、銘柄別と銘柄の分類がない場合は未分類の部分に記載をして報告いただくことを想定しています。これもまだ素案なので、ご意見等あれば、遠慮なくご意見いただければ幸いです。

あと届出とは関係ないんですが、指示の有効期間が第18に、この指示の有効期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日まで、というふうに3年間で発出することを検討しております。指示案に関する説明は以上になります。

○上原会長 山川委員の質問に対して、これでよろしいですか

○山川委員 この届けるっていうのは、沖縄海区で操業する場合に提出するってことなので、奄美海区で操業する場合は提出する必要はないということですか。

○上原会長 はい。事務局どうぞ。

○事務局（米丸） はい。おっしゃるとおり、沖縄海区で一切操業しないのであれば提出する必要はないです。逆に沖縄海区で操業する予定があるというのであれば、奄美の船であっても届出は必要になります。

○山川委員 ちょっと私が気になっているのが、11月に操業した実績はどこにも報告されないことになるのかなっていうのが気になるんですが、そういうことですか。

○上原会長 はい。事務局どうぞ。

○事務局（米丸） はい。沖縄海区においては11月の操業は認めない予定なので、11月に沖縄海区で操業されるということはないと理解しています。それがあるといふのであれば違反になります。

○山川委員 そうすると、さっき山内委員がおっしゃっていた11月に違反をしていないかどうかっていうのは、もうどうやってもわからないんですか。

○上原会長 はい事務局。

○事務局（米丸） そうですね。違反しているかどうかに関しては、その客観的な証拠を掴まない限りは、取締は難しいと思います。

やはり奄美海区とどうしても漁期のずれがある以上、11月には奄美海区まで上って行って操業ということは今出来てしまう状態なので、そこは奄美海区で操業したことが証明できれば、うちは何も打つ手立てはな

い状況です。なので、何とか 11 月禁漁を合わせてもらえるように、何らかの協力は得られないかということは、引き続き調整を続けて参りたいと思っております。

○山内委員 はい、会長。

○上原会長 はいどうぞ。山内委員。

○山内委員 時間が押していると思いますけれども、やはりルールを守ってもらおうと思うのであれば、もっと厳格にしないとだめだと思うんですよ。11 月禁漁と言っているにも関わらず、沖縄海区じゃなければいいですよ。その客観的に証明するのは、多分GPSの位置情報だと思うんですけども。たとえそれがあっても工作すればできますから。いろいろ悪知恵というか、こう言ったら失礼かもしれないけれども、やろうと思えばできるんですよ。

それで、やはり逆に報告書もちゃんと 11 月に沖縄海区じゃないところで操業したっていうんだったら、それをちゃんと出してもらったほうがいいと思うんですね。沖縄海区じゃないから出さなくていいっていうんじゃないくて、やはりソデイカ漁をやっているんだったらちゃんと届出を出して、漁獲成績報告書も出して、きちんと管理する。

それから毎回聞くんですけど、沖縄海区の範囲ですが、どこからどこまでかというのがもう全くわかってないんで、基本たる基本が全くはつきりしていないので、これを何とかしないといけないなと思ってるんですけども。

○上原会長 はい、事務局。簡単に答えて。

○事務局（米丸） そうですね。海区なり県の漁業調整規則の及ぶ範囲ということに関しては、水産庁の方にも問い合わせをしました。

やはり法律上明確にここまでと決められてるものはないという回答は繰り返しになるんですが、ただここは出来ないというわけではなくて、決まってない以上、漁業調整上の必要がある範囲であれば、少なくともEEZ内、場合によっては公海上まで漁業調整規則の効力が及ぶという判例も、他県の事例ではあるんですが出ております。

ただ奄美海区との県境に関しては、やはり奄美海区で起こったことを、沖縄の海区委員会指示とか漁業調整規則で処理することはできないという解釈になってますので、そこはちょっと及ばない範囲にはなります。

○山内委員 いずれにしても、抑止力を少しでも働かそうとするのであれば、漁獲報告書はちゃんと出されてどこでとったかを管理しながら、そこで違反があるんだったら、委員会指示と裏付命令だってできるわけですから。そういうところまでいかないと抜け穴がいっぱいあるような

気がして。みんな違反ではないということになっちゃうんじゃないかと。

○上原会長 奄美も届出制を採用した方がいいんじゃない。

○八前委員 はい。

○上原会長 はい八前委員どうぞ。

○八前委員 今、会長がぼそっと言いましたけど、こちらのほうは、先ほど事務局からの説明で鹿児島の方にも届出をしてもらうという、世論、沖永良部、徳之島は県境なので特にこちら側からも行ってでも説明をしないと、あちらの漁業者が突然、来年の漁期になって少し 27 度を下回ってきて漁をやったから違反ですよねと言われると、向こうとトラブルにもなりかねないので、そこを説明することと、それを沖縄県側が出させるのであれば、奄美海区側も多分届出制にして届出をしてくれという形にもなることが想定されるので、そののところがしっかり事務局が調整をしてもらわないと。この指示をいつ出すかというのが今はっきりわからないんですけど、令和 7 年何月にこの指示を出すのかによっても、ちょっと内容は今はいとは言えないかなという気はするんですが。

この内容についても、操業届については令和 8 年 12 月 1 日以降にやる方は操業の 1 月前、報告については各漁期の 1 月以内。指示は 2 年とか 3 年出して、届出は 1 回で報告は漁期ごとなのか、漁期ごとに届出するのかっていう。要は今年はやるけど来年はやらない人は、もう 1 回届け出たから 3 年できるよね、だけど今年も獲ってないから報告はしなくていいのか、漁期ごとに隻数を把握するために届出させるのかというところも曖昧で。これ最終的には漁協職員がまとめてやるとは思うんですけど。これ 5 月に漁期が終わって 6 月末までに出せって言ったら、多分漁協の職員がもたないですよ。総会もハーリーもある中で、漁協職員が 30 隻とか 50 隻いるところのものをまとめて出して頂戴って言ったら、逆にやりきれないんじゃないかな。

そういうところもあるので、本当にしっかり内容についてはやってもらいたいっていうのと、承認旗なんて多分できないですよ。準備して旗掲げてくれって言ったら、200 隻と 300 隻と旗掲げてやるんですかというのもあるので。今回の調査だったら旗をやりましょう。だけど承認して旗掲げてくれって言ったら、みんな旗から作らないといけないういうコスト面の話も出てくると思うので、もうちょっと内容については精査して、この指示をいつ出すのかっていうタイミング、今回 10 月に出さないといけないうものではないと思うので、そこら辺は今回の説明会も含めていろんな意見を聞いて、出すタイミングは考えたほうがいいのかと思います。以上です。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（米丸） はい。指示を出すタイミングに関しては、今の指示が9月末で切れる以上、10月1日から出さないと禁漁期間も旗数制限も何もない状況になってしまうので、一旦は出さないといけないです。

なので届出制とか実績報告もできればやりたいんですが、やるありきではなくて、やはり現場からの意見が急すぎるという話であれば今回は見送る、奄美海区と同じように即裏付命令と指示の複数年化だけをやるという判断もあり得るかと思います。

実績報告に関しては、おっしゃるとおり6月は一番忙しい時期なので、そんなに急ぐものではないと思いますので、次の漁期が始まるまでに余裕をもって出してもらえそうな形で整理できればと思いますし、説明会でも意見をいただいて、できるだけできるような形に持っていきたいと思っています。

承認旗に関しては、承認を受けた船に関してだけです。届出に関しては特に旗を掲げることは求める予定はありません。以上です。

○上原会長 はい。事務局長。

○事務局（井上） はい。10月に鹿児島に行って、この点については検討していく予定にしています。届出制にしても、こちらから少しお話をさせて貰っているんですが、ちょっとうんとは言ってくれていないという状況になります。また漁獲報告についても、試験場と連携しながら省略できるところについては省略できないかというのは検討してるところでして、その辺も進めながら、先ほど言ったようにすぐに導入しないということも当然考えられると思いますので、柔軟に考えていきたいと思っています。

ただ一方で、資源の方もやはりありますし、全体の漁船数とかを把握して資源管理に役立てていきたいというふうに思っておりますので、その辺はご協力していただけるようお願いしたいなと思います。

また去年からやってるんですが、1隻しかありませんが11月に取締船が出て沖縄海域で操業してないかの取締はやっておるところで、今年もまた引き続き、見回りをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○上原会長 はい、他ありますか。はい、これいろいろ課題があろうかと思っています。13日もっといっぱい出てくるかもしれませんが、それを受けてまた再度、委員会の方で協議していただければと思います。

はい、事務局どうぞ。

○事務局（米丸） 先ほど実績報告を奄美の分も含めて11月の分も含

めてという話もあったんですが、その法律的な建付けで申し訳ないんですが、やはり沖縄海区委員会指示で求めるとなると、奄美の分も報告しなさいということは難しいかと思えます。

なので1つの案としては、届出は毎年出してもらった上で実績報告に関しては指示で求めずに、これまでどおり水技センターで取りまとめるということはあるのかなと思った次第です。

○上原会長 はい。あの課題はたくさんあるかと思いますが、進めさせてください。この案件だけやるわけじゃないので。先ほども申し上げましたが、13日にはまた漁業者向けの説明会の中でもいろいろ意見が出てくると思いますので、今日出たものも参考にしながら、再度そういう意見も踏まえてですね。

ただ、先ほど事務局からありましたように、9月末で委員会指示が切れるので、9月末には発出をしなければいけないということですので、このスケジュール感とこれに向けたアンケートの案については、今説明があった形で進めさせていただければと思っていますが、そのように進めさせていただいてよろしいですかね。

(はいという声あり)

○上原会長 はい。歯切れが悪いですが、もうちょっと詰めたいんですが、次回しっかり詰めさせてください。第4号議案については、スケジュール感とアンケートの中身について、少し足りない部分もあろうかと思いますが、それはまた修正をかけて次回協議をさせていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

すいません。ちょっと長く続いてますので、5分間休憩をさせていただきます。よろしくをお願いします。

(休憩)

[第5号議案 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について]

○上原会長 はい。それでは再開をします。議案の方に入ります。

第5号議案、令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について、を提案します。説明をしてください。

○事務局(米丸) はい、それでは事務局からご説明いたします。第5号議案の議案資料をご覧ください。

令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について、前回の委員会でもご報告してご意見を募ったところですが、特にご意見はありませんでした。

先月クロマグロに関してだけ変えるという話をしておりましたが、日台の取決めに関する一部変更がありましたので、併せて昨年と変える部分に関してのみご説明させていただきたいと思えます。

先に日台の方から、6ページに該当する提出議題がございますのでご確認ください。下線を引いてある部分になります。こちら文言の追加になるんですが、日中日台の問題とクロマグロの問題に関しては、沖縄県からも毎年単独で、県漁連等と一緒に国に要請を行っておりますので、そちらの文言に合わせるような修正を行っております。

2番を「地理的中間線から東側の我が国の経済水域内においては」という文言に修正しております。というのも、我が国の経済水域内というのが明確ではないということもあり、うちの主張としては地理的中間線から東側の日本の海域においては、台湾船の操業を一切認めないで欲しいということを明確に伝える意図があります。

クロマグロは、最後の9ページに新旧対照表を作成しておりますので、こちらでご説明したいと思います。左側が今回、令和7年度に上げる要望になっておりまして、右側が令和6年、昨年の要望になります。

新規の部分ですが、下の3つの要望の項目で説明しますと、我が国の漁獲量の増枠の実現。日本の漁獲可能量を増やして欲しいというのは、全国で絶対に要望しないといけないことなので、これも県の要望に合わせる形で今回追加しております。

先月も報告しましたが、取り消してある部分、漁業法や流通適正化法の一部改正による配慮は、令和8年夏の要請ではもう改正が終わっていることなので、前段の「さらに」の段落とあわせて、3番の「法改正に伴う措置について」という項目は削除しております。

追加した項目を読み上げていきたいと思えます。左側の2段落目です。これまでの資源管理により、想定以上の早さで資源回復が見られる一方、採捕停止以降も漁場に回遊するクロマグロが増加し、毎年多くの大型魚の放流や漁具被害が生じており、赤字回避のため休漁を余儀なくされている、という段落を追加しており、下の要望項目でも、1番目に「我が国の漁獲可能量の増枠の実現」として、WCPFCにおいて、資源回復に応じた十分な漁獲枠拡大に取り組むことと記載しております。

また2つ目、沿岸漁業に配慮した漁獲枠の配分というのも、県ないしは全漁調連、全国海区漁業調整委員会連合会の要望の内容に沿うような形で修正しております。資源への影響の小さい沿岸漁業に配慮した配分に見直すこと。また、近年の漁獲枠の消化率や採捕停止の実績を考慮した配分を行うこと。後段の「近年の漁獲枠の消化率や採捕停止の実績を

考慮した配分」というのは、4月に管理年度が始まるんですが、沖縄県の場合、4月から7月の前半に集中して漁獲があり、後半にはほぼクロマグロの来遊がないものですから、今ある他の都道府県や管理区分からの融通や、昨年から始まった小型魚から大型魚に振り替えという措置もいずれも受けられない状況ですので、漁獲実績自体を本県が伸ばすことはなかなか難しい状態にあります。ですので、消化率が多いところに配慮して欲しいということと、毎年採捕停止を行っておりますので、そのことに対して配慮して欲しいということを要望しております。

また3つ目、少し追記した部分になります。こちらも県の要望に合わせてなんですが、まぐろはえ縄や一本釣り漁業者等が行う漁具改良や放流作業など、混獲回避に関する支援策の強化・拡充を図ること。これは県からの要望に合わせた文言になっております。というのも、こちらも8月末に、県からも漁連等と一緒に国へ要望に行く予定ですが、今用意されている補助のメニューというのが、概ね定置網を想定して作られているようなものが多く、放流支援に関しても1人当たり3000円までの補助しか出なかったり、漁具、釣糸が切れたなど消耗品に関しては補助の対象外となっていたりというような実態があるので、定置網だけでなくまぐろはえ縄や一本釣でも十分な支援が必要ということを趣旨として、このような記載にしております。

修正した箇所の説明は以上になります。その他は昨年と変更はありませんので、ここでの説明は割愛したいと思います。以上、太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理についてと、日台漁業取り決めの見直しについて、日中漁業協定の見直しについて、違法操業の取締強化に向けた対応についての4件について、国への提案議題として提出することについて、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原会長 はい。ただいま、第5号議案について、4提案中の2提案は若干修正をかけるというご説明がございましたが、本件について何か委員の皆さんからご意見、ご提言ありましたらお願いします。

（なしという声あり）

○上原会長 本件については継続の要請等でありますので、文言も現実に即した形で修正をかけているというところから、事務局提案のとおりご承認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（はいという声あり）

○上原会長 はいありがとうございます。ご異議等ないようですので、第5号議案については、事務局提案の通り承認することといたします。

[報告1 くろまぐろ令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について]

○上原会長 議案としては以上でございますので、次に報告事項をお願いしたいと思います。

○事務局松崎 それでは事務局より、くろまぐろ令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、ご説明いたします。

冒頭にくろまぐろ令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、と書かれた資料をご準備願います。

まず1ページ目を皆様とご一緒に確認させていただきまして、その後、順次資料のご説明いたします。冒頭から読み上げます。

令和7年5月23日、くろまぐろ大型魚の漁獲量が漁獲可能量の95%を超えるおそれがあったことから、県は採捕停止命令を発出し、同年5月24日以降の前期管理区分における採捕を禁止しております。

令和7年6月20日、県は前期知事管理漁獲可能量の変更を行う際に、留保枠から17.3トンを前期漁獲可能量音量に充当したことから、留保枠の数量は4.3トンとなっております。

県は、沖縄県資源管理方針別紙1-2において、前期の留保枠に残余が生じた場合は、残余の数量を後期の知事管理漁獲可能量に加算するものとしております。

漁業法第16条第2項において、知事は知事管理漁獲可能量を変更するとき、関係海区漁業調整委員会に意見を聴くことが規定されていることから、令和7年3月10日付け沖縄県諮問農第16号により沖縄海区漁業調整委員会へ諮問し、前期の留保枠に残余が生じた場合の後期漁獲可能量への充当など、沖縄県資源管理方針に定める配分の基準に即して行われる知事管理漁獲可能量の変更について、異議のない旨を答申されております。

以上のことから、令和7年8月7日付で別紙6のとおり漁獲可能量の変更を行いましたので、報告をさせていただきます。

では、次のページから添付資料のご確認をお願いいたします。

2ページ目に、別紙1といたしまして、沖縄県特定水産資源の採捕の禁止に関する規則に係る告示がございます。中頃の左側に令和7年5月23日という日付がございまして、こちらで翌日から7月31日まで採捕は禁止されている旨をお示ししているところでございます。

3ページをご覧ください。こちらが今回の変更前の漁獲可能量の設定状況になります。ご覧いただきたい箇所といたしましては、第2 くろまぐろ（大型魚）の2の表になります。赤枠で囲っている部分が前期の

留保枠を示しておりまして、こちらが 4.3 トンとなっているところでございます。

次の 4、5 ページが別紙 3 といたしまして、沖縄県資源管理方針の別紙 1-2 を掲載しております。今回の変更に関わる部分につきましては 5 ページの赤枠の部分が該当しております。第 3、漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準の 4 番、前期の知事管理漁獲可能量及び留保枠に残余が生じた場合は、それらの残余の数量を後期の知事管理漁獲量に加算するものとする、ということで規定されております。

次の別紙 4 が、令和 7 年 3 月 10 日に諮問をさせていただいた内容となっております。次の 7 ページに具体的な諮問の内容を記載させていただいております。今回該当する部分が 2 の取り扱いの②、前期（4 月～7 月）の漁獲可能量及び留保枠に残余が生じた場合、後期の管理開始にあたり、前期の未消化分を後期の漁獲可能量に充当する措置に伴う変更、となっております。

こちらの諮問に関する答申が、次のページの別紙 5 になっております。

次のページが別紙 6 となっております。昨日付で変更させていただいた知事管理漁獲可能量の内訳となっております。第 2 のくろまぐろ（大型魚）の知事管理区分に配分する数量の表をご覧くださいますと、前期の留保枠が 4.3 トンから 0 トンと変更されております。後期の漁獲可能量が 1.0 トンから 5.3 トンに変更されておりますので、ご確認をお願いいたします。

10 ページ及び 11 ページには、新旧対照表と関係法令を添付資料としてお付けしておりますので、併せてご確認をお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

○上原会長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○山内委員 はい。

○上原会長 はい、山内委員どうぞ。

○山内委員 確認ですけれども、太平洋沿岸の承認者の枠はもう消化済ですよ。

○事務局松崎 はい。太平洋の管理区分におきましても、すでに採捕停止命令が発出されておりますので、今期の漁期に関しては終了しております。

○山内委員 それは前期後期とか関係なく、もう終了している？

○事務局松崎 おっしゃるとおりでございます。

○山内委員 はい。了解。

○上原会長 他、特になければ、報告事項はよろしいですか。

(はいという声あり)

○上原会長 特にご発言等ないようですので、以上で本日の議事はすべて終了しましたので、最後に付帯決議をとらせていただきます。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任する、ということで、付帯決議を取りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

はい、ありがとうございます。付帯決議についてもご承認をいただいたということになります。

それでは今日の議案すべて終わりましたので、進行を事務局に移したいと思います。スムーズな議事進行にご協力いただきまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

○事務局（井上） はい。ありがとうございます。上原会長、議事の進行大変お疲れ様でした。委員の皆様も、お忙しい中、長時間にわたりご参加いただきありがとうございます。

事務局から次回の委員会の日程についてアナウンスいたします。

令和7年度第6回委員会は9月12日（金）14時からの開催予定となっております。会場は今回と同じく、県庁6階第2特別会議室でウェブ併用とした開催を予定しております。ご参加よろしくお願いいたします。

最後に出席者の確認をしたいと思います。事務局よろしく申し上げます。

○事務局（米丸） はい、すいません。先ほど休憩中にこちらで話をしていたんですが、13日14時から県漁連の中研修室で行われるソデイカの説明会に関して、西村委員と内間委員に出席いただく予定としております。

ウェブ参加の皆さんは、伺っていなかったんですが、同席して漁業関係者の意見を伺いたいという方がいらっしゃれば、今教えていただければと思いますがいかがでしょうか。大丈夫ですかね。であれば、手を挙げていただいた委員の皆さんとご意見を伺っておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○事務局（井上） はい、ありがとうございます。それでは以上をもって終了させていただきたいと思います。ウェブ参加の皆様、お疲れ様でした。ご退出いただいて構いません。次回もよろしく申し上げます。皆さん、お疲れ様でした。